

(平成21年4月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月及び同年10月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から42年4月まで

昭和42年春ごろ、国民年金手帳の再交付を受けたが、資格取得日が42年5月29日と記載されており、最初の資格取得日である35年10月1日の記載が無かった。

そのため不審に思い、A町で調べたら、氏名も生年月日も間違った国民年金被保険者名簿を見せられて、記録訂正した経緯があったので、私の国民年金記録が誤って未加入になっているのではないかと思う。

私は、国民年金発足時から国民年金保険料を未納にすること無く納付してきた。結婚前は、実家近くの町役場の支所で、結婚後は、地元の支所及び支所が国民年金の取扱いをしなくなった後は農協で保険料を納付してきたのに、申立期間が未加入になっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、60歳になるまで約35年間の国民年金保険料をすべて納付しており、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立人の申立期間当時の記憶は具体的であり、申立人が国民年金保険料を納付していたとするA町及び農協では、申立期間当時、国民年金の印紙を取り扱っており、これらの窓口で国民年金手帳に印紙を貼付していた事実が確認できることから、申立内容に不自然さはみられない。

さらに、A町の申立人の国民年金被保険者名簿には、氏名（別人名）及び生年月日の記載誤りがあったことから、申立人の指摘により、昭和42年6月ごろA町が訂正を行っているが、社会保険事務所の被保険者台帳の生年月日は訂正されておらず、加えて、A町の国民年金被保険者名簿の資格記録には、

得喪について瑕疵^{かし}がみられる上、38年4月から同年6月までの保険料納付記録があるにも関わらず、社会保険事務所の被保険者台帳では、その納付記録が無く、A町のものと相違しており、行政側の記録管理に不適切な取り扱いがあったとことが認められる。

しかしながら、申立人は昭和38年4月及び同年6月から同年9月までの期間は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであることから、当該期間の記録の訂正を行うことはできない。

これら申立内容及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和38年5月及び同年10月から42年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を昭和37年5月30日に、同社C支店における資格取得日に係る記録を43年9月30日に訂正し、37年5月及び43年9月の標準報酬月額をそれぞれ2万4,000円、5万6,000円とすることが必要である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。一方、申立期間②については、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年5月30日から同年6月1日まで
② 昭和43年9月30日から同年10月1日まで

私は、昭和26年10月1日にA社に入社し、平成6年に同社を退職するまで継続して勤務している。しかし、社会保険庁の記録では、申立期間について、未加入期間とされており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和37年5月30日に同社D支店から同社B支店に、43年9月30日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、昭和37年5月及び43年9月の標準報酬月額については、A社B支店における37年6月及び同社C支店における43年10月の社会保険事務所の記録から、それぞれ2万4,000円、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間①について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、申立期間①について、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料、周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間②について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、事業主が資格取得日を昭和43年9月30日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年10月1日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社。以下同じ。）における資格取得日に係る記録を昭和46年3月2日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月2日から同年4月1日まで
年金記録を確認したところ、申立期間について、加入記録が無いことが分かった。

申立期間は、C社（現在は、B社）から、A社に急遽人員確保のため一人で異動した時期だったと記憶している。

私は、昭和41年4月1日に入社以来、平成13年9月5日まで継続して勤務しており、申立期間の加入記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社員経歴台帳、人事記録、雇用保険の記録及び人事担当者の供述などから判断すると、申立人がA社に昭和46年3月2日から継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における昭和46年4月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認通知書の資格取得日欄に昭和46年4月1日の記載があり、事業主も届出誤りを認めていることから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る46年3月分の保険料の

納入告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社。以下同じ。)C営業所における資格取得日に係る記録を昭和37年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年8月1日から38年1月1日まで
平成20年3月に届いた「ねんきん特別便」で、昭和37年8月1日から37年12月31日までの5か月間が厚生年金保険の被保険者となっていないことを知った。

昭和37年8月にA社D工場からE出張所へ転勤となった。E出張所は、A社C営業所の下部機関であった。E出張所には38年5月か6月ごろまで在籍し、その後C営業所へ転勤となった。

申立期間当時の給与明細書や昭和37年分源泉徴収票が有り、これらはC営業所から交付されているので、厚生年金保険の被保険者となっていないのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社の後身であるB社の人事記録及び雇用保険被保険者記録により、申立人が申立てに係る事業所に継続して勤務し、また、申立人が提出した申立期間に係る給与明細書及び昭和37年分源泉徴収票により申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いこ

とから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の、昭和39年4月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和39年4月から51年3月まで

理容店で修業をしていた昭和36年4月から国民年金に加入し、保険料を納付していたが、38年9月に独立し家計的に困難になり、保険料を納付していない時期があった。

昭和50年か51年の寒い時期ではなかったと思うが、役所の職員に特例納付を勧められたため、後日、銀行か市役所で10万円余りを一括で納付したので、未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年か51年の寒くない時期に、役所の職員から申立期間に係る国民年金保険料の特例納付を勧められ、後日、交付された納付書により、申立期間に係る10万円余りの国民年金保険料を一括で銀行か市役所で納付したとしており、納付時期の記憶が明確でない上、納付時期が51年の場合には、特例納付ができる時期ではないので、国民年金保険料を一括で納付することができない。

また、国民年金保険料を一括納付したとする申立期間直後の昭和51年4月から同年6月までの期間について、保険料が未納となっているほか、これに続く51年7月から53年3月までの期間についても同年10月になってから一括で過年度納付しているが、申立人は当該過年度納付について覚えていないなど、申立人の保険料納付に係る記憶は曖昧である^{あいまい}と見受けられ、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から39年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から39年8月まで
昭和37年3月ごろに母親が私の国民年金の加入手続をし、保険料を納付してくれていたはずである。当初、氏名が間違った読み方で登録されていたので、国民年金の記録が無いのはそれが原因かもしれない。
加入手続をしてくれた母親はきちんとした性格だったので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人自身は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していない上、加入手続及び国民年金保険料の納付をしたとする申立人の母親は既に他界していることから、加入手続及び国民年金保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は昭和39年9月ごろに払い出され、同年9月1日に資格取得とされており、申立期間は、国民年金の未加入期間とされていることから国民年金保険料を納付できない期間であるほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号の前後50名に係る国民年金の資格取得日を確認したところ、そのほとんどの者が申立人と同じ昭和39年9月1日に資格を取得している上、A市の記録において、この時期に国民年金未加入者へ加入勧奨を実施していたことが確認できることから、同年9月に申立人に係る国民年金の加入勧奨を受けた申立人の母親が、加入手続をしたと考えるのが自然である。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から10年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和48年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から10年2月まで

私は、二十歳になった平成5年9月から12年3月まで学生だったので、毎年全額免除申請を行ってきた。しかし、年金記録によると申立期間（23か月）が未納になっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について国民年金保険料免除申請書を提出し、国民年金保険料免除申請承認を受け、申立期間が全額免除期間となっていたことを示す関連資料（申請書の控え、承認通知書等）は無い。

また、社会保険庁のオンライン記録及びA市が保管している電磁記録では、いずれも申立期間は未納と記録されており、記録相互に不整合はみられず、申立人は「平成8年度及び9年度については国民年金保険料免除申請書をA市に郵送した。」と主張しているが、学生である被保険者が親と別居していた場合の国民年金保険料免除申請に必要な家族の所得について確認を受けたことや国民年金保険料免除申請承認通知を受けたことについての明確な記憶が無い。

さらに、A市では「平成9年11月に納付書を親元に送付するよう依頼があり、同年12月に現年度用の郵便振替の納付書等を送付した記録がある。」と回答しており、同年11月の時点では平成9年度の国民年金保険料は申請免除になっておらず未納であったと推認される。

加えて、社会保険庁のオンライン記録では、平成10年3月から12年3月までは国民年金保険料の全額免除期間であり、平成10年度の国民年金保険料免除申請時点の10年4月には、1か月前の10年3月分の未納保険料についても同申請が可能であったため、未納であった9年度の国民年金保険料のう

ち10年3月分について併せて同申請を行ったとみられ、平成9年度の国民年金保険料は申請免除となっていなかったと考えるのが自然である。

このほか、申立人が国民年金保険料の申請免除を受けていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

昭和51年4月ごろに、国民年金が3年3か月の間、39か月分が未納になっているとの通知が自宅へ届いた。

年金窓口の職員から39か月分を納付しないと今後年金の手続ができないと言われたが、当時は経済的に生活が苦しく、一括で39か月分の支払いは無理だと申し出たところ、分割で納付するように言われ、昭和48年1月分から51年3月分までを分割で支払った。

役場の職員に手書きで記入したカーボン複写の納付書を渡され、3年3か月の間、毎月、役場の窓口で保険料を納付していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している国民年金手帳では、初めて被保険者となった日が昭和48年1月31日と記入されている。

しかし、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日の記載から、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は昭和51年8月以降に行われたものとみられることから、申立人の被保険者資格が強制加入であったため資格取得日を48年1月31日までさかのぼったものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年8月時点では、申立期間のうち48年1月分から49年6月分までの保険料は既に時効により納付不可能であり、また、申立期間のうち納付可能である49年7月分から51年3月分までの国民年金保険料については過年度納付となるどころ、申立人は「役場職員の手書き納付書により、役場の窓口で納付していた。」と供述している。この点について、A市では「過年度分について手書きの納付書を発行することは可能であったが、国民年金手帳が払い出される前に納付書の発行

はできない上、過年度分の保険料は市の窓口では納付できない。」と回答していることから、申立人が申立期間についてA市の窓口で国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していた事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が現在所有している国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和48年1月から51年3月まで

昭和51年4月ごろに、国民年金が3年3か月の間、39か月分が未納になっているとの通知が自宅へ届いた。

年金窓口の職員から39か月分を納付しないと今後年金の手続ができないと言われたが、当時は経済的に生活が苦しく、一括で39か月分の支払いは無理だと申し出たところ、分割で納付するように言われ、昭和48年1月分から51年3月分までを分割で支払った。

役場の職員に手書きで記入したカーボン複写の納付書を渡され、3年3か月の間、毎月、役場の窓口で保険料を納付していたので納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持している国民年金手帳では、初めて被保険者となった日が昭和48年1月31日と記入されている。

しかし、社会保険事務所の保管する国民年金手帳記号番号払出簿の払出年月日の記載から、申立人の国民年金被保険者資格取得手続は昭和51年8月以降に行われたものとみられることから、申立人の被保険者資格が強制加入であったため資格取得日を48年1月31日までさかのぼったものと推認される。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和51年8月時点では、申立期間のうち48年1月分から49年6月分までの保険料は既に時効により納付不可能であり、また、申立期間のうち納付可能である49年7月分から51年3月分までの国民年金保険料については過年度納付となるどころ、申立人の夫は「役場職員の手書き納付書により、役場の窓口で納付していた。」と供述している。この点について、A市では「過年度分について手書きの納付書を発行することは可能であったが、国民年金手帳が払い出される前に納付書の

発行はできない上、過年度分の保険料は市の窓口では納付できない。」と回答していることから、申立人が申立期間についてA市の窓口で国民年金保険料を納付していたとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付していた事実を確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人が現在所有している国民年金手帳記号番号とは別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月1日から同年12月1日まで

私は、昭和26年10月1日にA社に入社し、平成6年に同社を退職するまで継続して勤務している。

しかし、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の資格取得日が昭和26年12月1日となっており、入社日との間に2か月の未加入期間があり、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人が申立期間に申立ての事業所に勤務していたことは認められるが、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立ての事業所は申立期間において厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるが、申立人の当該事業所における厚生年金保険の資格取得日は昭和26年12月1日と記録されている。

さらに、申立ての事業所において、申立人と同様に昭和26年12月1日に厚生年金保険の資格を取得している同僚9人について、社員名簿の記録から当該事業所への入社日を調査した結果、それぞれ同年9月1日又は同年10月1日となっていること、及び申立人が記憶する職務内容が同一であった同僚1人についても厚生年金保険の資格取得日が21年1月1日となっているのに対して、当該事業所への入社日は20年12月1日となっていることから、当時、当該事業所では、入社後相当期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていたものと推認される。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらず

ない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 9 月から同年 12 月 1 日まで

私は、A社に勤める前に働いていた会社で免許を取得し、免許を活かして働きたいと思い、会社を休んでA社の試験を受け採用が決まった。会社を辞めてすぐに働き始めたので、働き始めてからの3か月の記録が無いのはおかしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶する同僚の供述により、申立人が申立期間に当該事業所に勤務していたことは推認できるが、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、当該事業所から提出された「厚生年金保険資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、昭和 34 年 12 月 1 日に厚生年金保険の資格を取得し、35 年 5 月 16 日に資格を喪失していることが確認でき、社会保険庁のオンライン記録と一致している。

さらに、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿から昭和 34 年 9 月 1 日から同年 12 月 1 日の期間までに厚生年金保険に加入している 64 人（申立人を除く。）の従業員のうち、確認できる 29 人に照会したところ、20 人から回答があり、記憶する入社日と資格取得日が相違するとした者が 9 人あり、このうち数人から当該事業所は入社後 1 か月から 6 か月ぐらいの期間、日雇いの雇用形態で厚生年金保険に加入させていなかったとの供述が得られ、申立人についても同様の取扱いがなされたものと推認することができる。

このほか、申立期間における厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料

及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 7 月 19 日から 38 年 10 月 1 日まで
私は、昭和 38 年 7 月に申立事業所に正社員で入社した。会社は入社日より厚生年金保険を掛けてくれているはずなので、資格取得日が同年 10 月 1 日となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとする申立事業所は、社会保険事務所の記録によると、厚生年金保険の新規適用年月日が昭和 35 年 6 月 1 日であることから、申立期間当時は適用事業所であったことが確認できるが、社会保険事務所が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者名簿及び社会保険庁のオンライン記録では、申立事業所における厚生年金保険被保険者の資格取得日は 38 年 10 月 1 日、資格喪失日は 39 年 7 月 1 日となっており、申立期間に係る申立人の厚生年金保険の加入記録は無い。

また、申立人の元同僚の供述により、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認することができるが、申立人が申立期間に勤務していたことを裏付ける供述は得られない上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料も無い。

さらに、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されていたことに関する具体的な記憶が明らかでなく、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月 10 日から同年 11 月 10 日まで

社会保険事務所で厚生年金保険の手続をしたところ、A社における被保険者期間が昭和37年11月10日から38年1月5日までとなっていた。しかし、同事業所には、昭和37年の正月明けである1月から勤務していたことを記憶しているので、厚生年金保険の加入記録を37年1月10日から訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が挙げた同僚の供述から、申立人が申立てに係る事業所に勤務していたことは推認できるものの、申立期間に申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認する給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所の記録から、申立人が勤務したA社が厚生年金保険の適用事業所であったことは確認できるものの、社会保険事務所が保有する健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和37年11月10日、資格喪失日は38年1月5日であり、健康保険番号に欠番は無く、申立期間に係る記録は無い。

さらに、同事業所において申立人より1年～2年前から勤務していたとして申立人が挙げた同僚3人について、厚生年金保険の加入状況を見ると、社会保険事務所が保有する同事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、同事業所での資格取得日は、それぞれ昭和37年11月1日、同年11月10日、及び38年2月1日と、申立人と同一日又はその前後の時期であり、後輩である申立人の方が先に被保険者資格を取得していたこととなっていることなどから、申立てに係る事業所では、必ずしも入社してすぐに厚生年金保険に加入させていたとはいえないと推認される。

加えて、申立てに係る事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、商業登記簿上解散していることが確認できる。また、閉鎖登記簿は保存期間経過により廃棄されていることから、当時の状況を聴取することができる関係者が見当たらない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月 1 日から同年 7 月 13 日まで

職業安定所の求人欄を見て昭和 36 年 5 月 1 日に A 社に入社した。当時は三交替勤務で、作業現場には大きな鉄を溶かす炉が有り、その中にスコップで鉄くずを入れる仕事をしていた。A 社に勤務していたときの厚生年金保険被保険者記録の確認をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立事業所における厚生年金保険被保険者原票では、昭和 36 年 5 月 1 日から同年 7 月 13 日までの間について健康保険の整理番号に欠番は無く、申立人の名前は無い。

さらに、申立事業所は、「申立人に関する人事記録が無く、厚生年金保険加入の事実確認ができない。」と回答しており、同事業所の健康保険組合においては「関係資料が保存期限経過により残存していないため、申立人の組合員期間については確認できない。」と回答している。

加えて、申立人には同僚等の記憶が無く、当時の状況を聴取することができる関係者が見当たらない。

このほか、申立内容を裏付ける関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 9 月 20 日から 32 年 7 月 25 日まで

夫は、船員保険と船員保険との間、昭和 31 年 9 月 20 日から 32 年 7 月 25 日まではA社に勤務した。申立期間当時、勤務先の寮から自宅に宛てた夫の手紙があるので厚生年金保険の期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間当時の同僚の供述、勤務先の寮から自宅に宛てた申立人の手紙から、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、申立期間に事業主により申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い。

また、社会保険事務所が保管する申立人が勤務した可能性のあるA社の3事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、欠番は無く、申立人の名前は見当たらない。

さらに、事業主は「申立期間の資料が存在しないため、申立てどおりの届出を行ったかは不明であり、保険料納付を行ったかも不明である。」と回答している。

加えて、社会保険事務所が保管する記録により申立人がA社の下請の事業所であったと事業所名の一部を挙げた事業所についても確認したが、これら事業所名では該当する適用事業所は見当たらなかった。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申

立人が、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。